

# 人生の最終段階における適切な意思決定支援に関する指針

## 1 適切な意思決定に関する指針について

医療法人仁和会は、人生の最終段階を迎えた患者及び家族と医師をはじめとする医療従事者が、最善の医療とケアを作り上げるプロセスを示すために、厚生労働省「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」に基づき策定する。

## 2 人生の最終段階における医療及びケアの在り方

- ① 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて患者が医療従事者と話し合いを行い、患者本人による決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療を進めることが最も重要な原則である。
- ② 医療・ケアチームにより可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、患者・家族の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療及びケアを行うことが必要である。
- ③ 生命を短縮させる意図をもつ医療行為は、本ガイドラインでは対象としない。

## 3 人生の最終段階における医療及びケアの方針の決定手続

### (1) 患者の意思の確認ができる場合

- ① 専門的な医学的検討を踏まえたうえでインフォームド・コンセントに基づく患者の意思決定を基本とし、多専門職種 of 医療従事者から構成される医療・ケアチームとして行う
- ② 治療方針の決定に際し、患者と医療従事者とが十分な話し合いを行い、患者が意思決定を行い、その合意内容を文書にまとめてカルテに保存する。  
上記の場合は、時間の経過、病状の変化、医学的評価の変更に応じて、また患者の意思が変化することであることに留意して、その都度説明し患者の意思の再確認を行うことが必要である。
- ③ このプロセスにおいて、患者が拒まない限り、決定内容を家族にも知らせることが望ましい。

### (2) 患者の意思の確認ができない場合

患者の意思確認ができない場合には次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要がある。

- ① 家族等が患者の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、患者にとっての最善の治療方針をとることを基本とする。
- ② 家族等が患者の意思を推定できない場合には、患者にとって何が最善であるかについて家族等と十分に話し合い、患者にとっての最善の治療方針をとることを基本とする。
- ③ 家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、患者にとっての最善の治療方針をとることを基本とする。

#### 4 認知症等で自らが意思決定をすることが困難な患者の意思決定支援

障害者や認知症等で、自らが意思決定をすることが困難な場合は、厚生労働省の作成した「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」を参考に、出来る限り患者本人の意思を尊重し反映した意思決定を、家族及び関係者、医療・ケアチームやソーシャルワーカー等が関与して支援する。

#### 5 身寄りが無い患者の意思決定支援

身寄りが無い患者における医療・ケアの方針についての決定プロセスは、本人の判断能力の程度や入院費用等の資力の有無、信頼できる関係者の有無等により状況が異なるため、介護・福祉サービスや行政の関わり等を利用して、患者本人の意思を尊重しつつ厚生労働省の「身寄りがない人の入院及び医療に係る、意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参考に、その決定を支援する。

#### 6 人生の最終段階における医療及びケアの記録・書類について

(1) 患者、家族等には十分な説明と意思確認・同意を得た上で、必要に応じて当院書式に必要事項を記入してもらい、担当の医師はカルテに保存する。

人生の最終段階における医療処置（蘇生術を含む）に関する確認は、当院書式にある内容だけではなく、CPR 以外の他の医療処置内容についても、具体的に十分な考慮が必要であるという趣旨のもとに、この申出書に記載する。

(2) 人生の最終段階における診療録記載に当たっては、以下の事項を含むことが求められる。

##### ① 医学的な検討とその説明

人生の最終段階であることを記載する。

説明の対象が患者本人の場合、本人の意思、またはリビングウィルの有無を記載する。本人以外の場合、本人との関係を記載する。

患者が終末期であることについて、本人あるいは家族等に説明した内容を記載する。

説明に際して、本人あるいは家族等による理解や受容の状態を記載する。

##### ② 人生の最終段階における対応について

患者の意思（またはリビングウィル）の内容を記載する。

患者が意思を表明できない場合、家族等による本人の推定意思を記載する。

家族等の意思を記載する。

患者にとって、最善の治療方針について検討事項を記載する。

医療チームのメンバーを記載する。

③ 状況および対応が変化した場合、その変更について記載する。



医療法人仁和会 和田病院  
令和6年3月14日